

温暖化防止条例に基づく特定事業者からの届出の信頼性確保について

担当課：環境農林水産部エネルギー政策課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「条例」という。）について 地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進並びにエネルギーを効率的に利用する発電設備について必要な事項を定めている。</p> <p>2 事業者の責務について 条例においては、事業者に対し、以下の責務を課している。 (1) 事業活動を行うに際して、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めること。 (2) 府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する調査に協力すること。 (3) 府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する施策に協力すること。</p> <p>3 特定事業者における対策計画書の作成及び実績報告書の届出等について (1) エネルギーの使用量が相当程度多い者（以下「※特定事業者」という。）は、対策計画書を作成し、3年ごとに、知事に届け出なければならない。 ※「原油換算エネルギー使用量」の合計量が年1,500キロリットル以上であるもの等。 (2) 特定事業者は、対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果について、実績報告書を年度ごとに作成し、毎年8月末日までに知事に届け出なければならない。 (3) 知事は、対策計画書や実績報告書の内容について必要な指導及び助言を行い、その他必要な措置を講ずるための技術的な助言及び支援を行っている。 (4) 知事は、実績報告書の届出があったときは、その概要を公表している。 (5) 知事は、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行っている。</p>	<p>特定事業者（平成27年度末現在894者）からの実績報告書の届出概要が公表されているが、当該根拠データ等の確認がなされていたのは、顕彰対象者及び指導等の必要な事業者であり、限定されたものであった。（平成27年度は計56者）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府温暖化の防止等に関する条例】 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する調査に協力する責務を有する。 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(対策計画書の作成等) 第9条 エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならない。</p> <p>(実績報告書の届出) 第11条 特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書又は変更対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。</p> </div>	<p>特定事業者から届出される実績報告書の信頼性が担保されるよう、根拠データ等の確認方法について改善を図られたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則】 (特定事業者) 第3条 条例第9条第1項のエネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 府の区域内に事業所を設置している者のうち、その府の区域内に設置している全ての事業所における前年度において使用した燃料の量並びに同年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1,500キロリットル以上であるもの（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>(対策計画書の作成等) 第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、対策計画書（様式第1号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(対策計画書の届出に係る期間) 第5条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、3年とする。</p> </div>

	<p>2 知事は、前項の規定による実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言) 第13条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(立入調査等) 第14条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>(顕彰の実施) 第36条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。</p>	<p>(実績報告書の届出等) 第13条 条例第11条第1項の規定による届出は、実績報告書(様式第4号)を提出して行わなければならない。 3 条例第11条第1項の規定による届出は、毎年8月末日までに行わなければならない。</p>
--	---	---

措置の内容

特定事業者からの実績報告書の届出については、温暖化防止条例第38条により正当な理由なく届出を行わない、若しくは虚偽の届出を行った際に必要な措置を講じるよう勧告できるとしており、同第39条において正当な理由なく勧告に従わない場合には氏名等の公表ができるとしていること、これまで実施してきた立入調査において虚偽の報告と認めた事例がないことから、実績報告書の信頼性は担保されていると考えているが、今回の意見を踏まえて、以下のとおり対応することとし、一層の信頼性の確保に努める。

- ・ 平成29年度以降は、顕彰対象者及び指導が必要な事業者以外の事業者にも立入調査を実施し、対象を広げて、根拠データの確認を行う。
 - ⇒ 平成29年度から、「立入調査基本方針」に、従来実施している指導の必要な事業者への立入調査に加えて、実績報告書の記載内容の確認を目的とした立入調査を追加し、全ての特定事業者の中から立入調査実施先を決定することとした。「基本方針」では、届出に記載されたエネルギー使用量と明細書等の根拠資料を突き合せて確認を行い信頼性の向上を図ることとしている。
- ・ 「大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく対策計画書及び実績報告書等届出の手引き」において、立入調査を行って根拠データの確認を行う可能性がどの特定事業者についてもあるということを新たに明記し、各特定事業者の意識を高める。
 - ⇒ 特定事業者向けの条例説明会を平成29年4月21日に開催した。その中で、根拠資料の確認のために立入調査等を実施することを説明。また、特定事業者向け「届出の手引き」(平成29年6月)においても、府がエネルギー使用量等の根拠を確認する旨を明記し、特定事業者に周知・届出書作成に当たり注意を促した。
- ・ 立入調査において虚偽の届出が確認された場合は、温暖化防止条例の規定に基づき厳格に対処するとともに、立入調査の更なる強化について検討を行う。
 - ⇒これまでの立入調査等において、虚偽の届出は確認されることはなかった。今後確認されることがあれば温暖化防止条例の規定に基づき厳格に対処する。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月14日から同年7月5日まで)